

## 津軽広域水道企業団津軽事業部郵便入札実施要領

### (趣旨)

第1条 この要領は、津軽広域水道企業団水道事業会計規程（平成26年津軽広域水道企業団管理規程第4号。以下「会計規程」という。）第111条第4項の規定に基づき、津軽広域水道企業団津軽事業部（以下「津軽事業部」という。）の郵便による入札（以下「郵便入札」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (郵便入札の対象となる契約)

第2条 郵便入札の対象となる契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項に規定する売買、賃借、請負その他の契約について行う一般競争入札、指名競争入札又は随意契約により締結する契約のうち、公告又は通知（以下「公告等」という。）において企業長が指定するものとする。ただし、企業長が郵便入札によらないことが適当と認める入札については、この限りでない。

### (入札の公告等)

第3条 企業長は、一般競争入札を郵便入札に付するときは、会計規程第104条に規定する事項のほか、次の各号に掲げる事項を公告するものとする。

- (1) 入札書の郵送方法
- (2) 入札書の到着期限
- (3) 入札書の送付先
- (4) 入札回数
- (5) 郵便入札の条件に反した入札書を無効とする旨
- (6) その他必要と認める事項

2 企業長は、指名競争入札を郵便入札に付するときは、会計規程第118条に規定する事項のほか、前項各号に掲げる事項を通知するものとする。

### (入札に係る費用の負担)

第4条 郵便入札に係る費用については、入札の結果にかかわらず、郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）の負担とする。

### (入札書等の提出)

第5条 郵便入札参加者は、入札書及び公告等において指定する書類（以下「入札書等」という。）を第3条第1項第2号の到着期限までに郵送により提出しなければならない。

- 2 郵送の方法は、一般書留又は簡易書留のいずれかによるものとし、持参による入札書等は受け付けないものとする。
- 3 入札書等は封筒に入れ封緘し、表側に宛名、工事（業務）番号、工事（業務、物件）名称、「入札書在中」の文言を記載するとともに、裏側に差出人住所（法人にあっては所在地）及び差出人名（法人にあっては商号及び代表者氏名）を記載しなければならない。
- 4 郵送した入札書等の差替え又は撤回は認めないものとする。

- 5 入札書等の郵送後においても入札辞退を認めるものとする。この場合、その申し出は入札執行（開札）までに辞退届を津軽事業部総務課へ持参、郵送又はファックスのいずれかにより提出するものとする。
- 6 複数の案件の入札書等を一度に郵送しようとするときは、封緘した入札案件ごとの封筒を同一の表封筒に入れ、当該表封筒の表面に「入札書複数在中」の文言を記載するものとし、全ての案件の到着期限までに郵送しなければならない。

（入札の執行回数）

第6条 入札の執行回数は1回とし、落札者がいないときは、入札を不調とする。ただし、次条第1項に規定する場合はこの限りでない。

（再度入札）

第7条 予定価格を事前公表しない案件に限り、第1回目の入札において予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の価格の入札が無いとき（最低制限価格を設定しないものにあつては、予定価格の制限の範囲内の入札が無いとき）は、3回を限度とし、再度入札を行うことができる。

- 2 再度入札を行う場合、その日時及び第1回目又は第2回目の入札結果を郵便入札参加者にファックス等により通知するものとする。

（入札の立会い）

第8条 企業長は、開札を行うときは、当該入札事務に関係のない津軽事業部の職員（以下「立会職員」という。）を1名以上立ち合わせなければならない。

（同価格入札の取扱い）

第9条 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、立会職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。

（無効の入札）

第10条 会計規程第114条に規定するもののほか、次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 指定された郵送方法以外の方法で入札書等を提出した入札
- (2) 公告等で示した入札書等の到着期限を過ぎて到着した入札
- (3) 入札書等を郵送する封筒に指定された事項が記載されていないもの

（入札の中止等）

第11条 企業長は、会計規程第115条に規定するもののほか、郵便事情等により事故が発生したときは、入札若しくは開札を中止し、又は入札期日若しくは開札期日を延期することができる。

（入札結果の通知）

第12条 郵便入札を経て落札者を決定した場合は、速やかに郵便入札参加者に入札結果をファックス等により通知するものとする。

(随意契約による契約締結に関する規定の準用)

第13条 第3条から第14条の規定は、随意契約による契約締結の場合にこれを準用する。  
この場合において、これら規定中「入札」とあるのは「見積」と読み替えるものとする。

(その他)

第14条 郵便入札の実施に関し、この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は令和5年4月1日から施行し、同日以後に公告等を行う郵便入札について適用する。